

【様式一覧】

様 式	名 称
別記第 24 号様式	実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
別記第 25 号様式	誓約書
別記第 26 号様式	審査結果通知書（審査結果可）
別記第 27 号様式	実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書
別記第 28 号様式	審査結果通知書（審査結果否）
別記第 31 号様式	作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
別記第 32 号様式	審査結果通知書（審査結果可）
別記第 33 号様式	審査結果通知書（審査結果否）

(ctrl+クリックで様式へジャンプします)

別記第 24 号様式（第 21 条関係）

実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学 様

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略することができる。）

印

連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署の名称及び担当者の氏名を記載すること。）

和歌山県個人情報保護条例第 45 条の 5 第 1 項の規定により、以下のとおり実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

- 1 個人情報ファイルの名称
- 2 実施機関非識別加工情報の本人の数
- 3 加工の方法を特定するに足りる事項
- 4 実施機関非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間
- 5 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6 実施機関非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
- (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

- 「1 個人情報ファイルの名称」には、和歌山県立医科大学のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（和歌山県個人情報保護条例第 45 条の 5 第 1 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の個人情報ファイルの名称を記載すること。
- 「2 実施機関非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める実施機関非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は 1,000 人）を記載すること。
- 「3 加工の方法を特定するに足りる事項」には、実施機関において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち実施機関非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、和歌山県情報公開条例第 7 条第 2 号以外の非開示情報が含まれる場合は、当該非開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
- 「4 実施機関非識別加工情報の利用」には、4 (1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、「4(4)上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的及び内容並びに実施機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 「5 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
- 「6 実施機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記第 25 号様式（第 21 条関係）

誓 約 書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学 様

（ふりがな）

氏名（個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略することができる。）

印

提案をする者（及びその役員）が、和歌山県個人情報保護条例第 45 条の 6 各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

- 1 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事、監事その他これらに準ずるものをいう。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

審 査 結 果 通 知 書

第 号
年 月 日

提案者 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付け「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、和歌山県個人情報保護条例第 45 条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第 2 項の規定により、以下の事項を通知します。

1 契約の締結

公立大学法人和歌山県立医科大学との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、2 に従って手数料を納付の上、和歌山県個人情報保護条例の施行に関する公立大学法人和歌山県立医科大学規程第 25 条第 1 項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3 実施機関非識別加工情報の提供の方法

4 その他

別記第 27 号様式（第 25 条関係）

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

（第 1 面）

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学 様

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略することができる。）

印

連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署の名称及び担当者の氏名を記載すること。）

年 月 日付け 第 号の「審査結果通知書」を受領しました

第 45 条の 9

ので、和歌山県個人情報保護条例 第 2 項において準用する同条例第 45 条の

第 45 条の 12

9 の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1 実施機関非識別加工情報の利用に係る手数料は、「審査結果通知書」により通知した事項に従って納付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(第2面)

領収証書の写し貼り付け欄


(領収印があるものに限る。)

別記第 28 号様式（第 25 条関係）

審 査 結 果 通 知 書

第 号
年 月 日

提案者 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 

年 月 日付け「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、和歌山県個人情報保護条例第 45 条の 7 第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

（提案が和歌山県個人情報保護条例第 45 条の 7 第 1 項第 号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

- 1 「提案が和歌山県個人情報保護条例第 45 条の 7 第 1 項第 号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記第 31 号様式（第 30 条関係）

作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学 様

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略することができる。）

印

連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署の名称及び担当者の氏名を記載すること。）

和歌山県個人情報保護条例 第 45 条の 12 第 1 項前段 の規定により、次のとおり作成
第 45 条の 12 第 1 項後段

された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

- 1 提案に係る実施機関非識別加工情報を特定するに足りる事項
- 2 実施機関非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
- 3 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 4 実施機関非識別加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

- 1 「1 提案に係る実施機関非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、和歌山県個人情報保護条例第 45 条の 11 の規定により個人情報ファイル簿に記載された実施機関非識別加工情報の概要を記載すること。
- 2 「2 実施機関非識別加工情報の利用」には、2 (1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、「2 (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的及び内容並びに実施機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 3 「3 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
- 4 「4 実施機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（和歌山県個人情報保護条例第 45 条の 12 第 1 項前段の提案をする場合に限る。）。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

審 査 結 果 通 知 書

第 号
年 月 日

提案者 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付け「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、和歌山県個人情報保護条例第 45 条の 12 第 2 項において準用する同条例第 45 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第 2 項の規定により、以下の事項を通知します。

1 契約の締結

公立大学法人和歌山県立医科大学との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、2 に従って手数料を納付の上、和歌山県個人情報保護条例の施行に関する公立大学法人和歌山県立医科大学規程第 25 条第 1 項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2 手数料

(1) 納付すべき手数料の額

(2) 手数料の納付方法

(3) 手数料の納付期限

3 実施機関非識別加工情報の提供の方法

4 その他

審 査 結 果 通 知 書

第 号
年 月 日

提案者 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付け「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、和歌山県個人情報保護条例第 45 条の 12 第 2 項において準用する同条例第 45 条の 7 第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

（提案が和歌山県個人情報保護条例第 45 条の 12 第 2 項において準用する同条例第 45 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

- 1 「提案が和歌山県個人情報保護条例第 45 条の 12 第 2 項において準用する同条例第 45 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。